

教材内容訂正のご案内

配布教材において、下記のとおり、誤りがございました。内容を訂正すると共に、受講生の皆様にご迷惑をおかけしたことを、深くお詫び申し上げます。恐れ入りますが、本正誤表をご確認の上、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

■ 教材：1級土木施工管理技士第一次検定 講義要点テキスト

頁	該当箇所	誤	正
37	学習のポイント 『施工上の具体的な留意事項』③ 4行目	<u>編</u> 土圧が作用しないよう左右均等に埋め戻す。	<u>偏</u> 土圧が作用しないよう左右均等に埋め戻す。
281	3. 元方事業者の講ずべき措置等 6行目	<u>点</u> 灯する恐れのある場所	<u>転</u> 倒する恐れのある場所
292	第3節 請負契約 1. 建設工事の請負契約 学習のポイント⑦	⑦ <u>瑕疵担保責任</u> またはその履行に関する保証保険契約の締結の定めをするときは、その内容。	⑦ <u>契約不適合責任</u> またはその履行に関する保証保険契約の締結の定めをするときは、その内容。
292	用語解説 ◆ 3	◆3 <u>瑕疵担保責任</u> 注文者が注意しても発見できなかった欠陥があったときの施工者責任(注文者には善意・無過失が求められる)。	◆3 <u>契約不適合責任</u> 引き渡された契約の目的物について、種類又は品質に関して契約の内容に適合しないときの施工者責任。
298	3. 主任技術者・監理技術者の設置 5行目	下請契約の請負代金の合計が4000万円以上の場合、 <u>専任</u> の監理技術者を工事現場に配置しなければならない。	下請契約の請負代金の合計が4000万円以上の場合、 <u>専任</u> の監理技術者を工事現場に配置しなければならない。
351	(9) 瑕疵担保	(9) <u>瑕疵担保</u> 発注者は、工事目的物に瑕疵がある場合は、原則として受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、または修補に代えもしくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要でなく、かつ、修補に過分の費用を要するときは、修補を請求することができない。	(9) <u>契約不適合責任</u> 発注者は、工事目的物が契約不適合であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求できる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは履行の追完を請求することができない。
351	(9) 瑕疵担保 学習のポイント①	①発注者は、工事目的物の引渡しの際に <u>瑕疵</u> があることを知ったときは、原則としてその旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該 <u>瑕疵</u> の修補または <u>損害賠償</u> の請求をすることができない。ただし、当該瑕疵について受注者が知っていた場合は、この限りでない。	①発注者は、工事目的物の引渡しの際に <u>契約不適合</u> があることを知ったときは、原則としてその旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該 <u>契約不適合</u> に関する請求等をすることができない。ただし、 <u>受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。</u>

351	(9) 瑕疵担保 学習のポイント②	②発注者が、工事目的物の <u>瑕疵</u> について、受注者に <u>修補および損害賠償を請求</u> できる期間は、工事目的物の種別や、その <u>瑕疵</u> が受注者の故意または重大な過失により生じた場合などにより異なる。	②発注者が、工事目的物の <u>契約不適合</u> について、受注者に <u>契約不適合に関する請求等</u> をできる期間は、工事目的物の種別や、その <u>契約不適合</u> が受注者の故意または重大な過失により生じた場合などにより異なる。
351	補足◆5 損害賠償 を請求できる期間	例えば、コンクリート造等の建築物または土木構造物の場合は、工事の完成を確認後、工事目的物の引渡しを受けた日から2年以内に損害賠償の請求をおこなわなければならない。また、 <u>瑕疵</u> が受注者の故意または重大な過失により生じた場合は、損害賠償の請求をおこなうことができる期間は10年である。	例えば、コンクリート造等の建築物または土木構造物の場合は、工事の完成を確認後、工事目的物の引渡しを受けた日から2年以内に損害賠償の請求をおこなわなければならない。また、 <u>契約不適合</u> が受注者の故意または重大な過失により生じた場合は、損害賠償の請求をおこなうことができる期間は10年である。
352	(9) 瑕疵担保 学習のポイント③	③ 発注者から受注者に対しておこなう <u>瑕疵の修補または損害賠償の請求</u> は、原則、工事目的物の <u>瑕疵</u> が支給材料の性質または発注者もしくは監督員の指図により生じたものであるときは <u>請求</u> することができない。ただし、受注者がその材料または指示が不適切であることを知りながら、発注者に通知しなかった場合は、この限りでない。	③発注者から受注者に対しておこなう <u>契約不適合に関する請求等</u> は、原則、工事目的物の <u>契約不適合</u> が支給材料の性質または発注者もしくは監督員の指図により生じたものであるときは、 <u>発注者は当該契約不適合を理由として、請求等</u> をすることができない。受注者がその材料または指示が不適切であることを知りながら、発注者に通知しなかった場合は、この限りでない。

以上